

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	「重層的支援体制整備事業」における支援会議
収集の相手方	家族や親族、民生委員・児童委員、町会・自治会の会員等（既存の相談支援機関経由）
収集する個人情報の項目	<p>1 支援対象者本人を特定するために必要な情報（氏名、住所、性別、年齢・生年月日）</p> <p>2 既存の相談支援機関が相談業務において収集した支援対象者本人及びその世帯に関する保有個人情報で、支援会議において支援対象者本人への支援方法等の検討及び支援を実施するに当たり必要な情報（相談歴、住居の状況、家族・親族等の状況、暮らし向き等）</p> <p>収集する個人情報の項目は支援対象者により異なる。項目の例は厚生労働省作成の自立相談支援機関使用標準様式であるインテーク・アセスメントシート参照</p>
本人以外のものから収集する理由	既存の相談支援機関が支援対象者の関係者から相談を受けたもののうち、単独の相談支援機関だけでは解決が難しい複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者や、支援につながっていない潜在的な支援対象者であって、情報共有と支援について本人の同意が得られない場合に、その情報を支援会議で共有し、複数の関係相談支援機関が連携して、本人への支援方法等の検討を行い、支援を実施するため
収集の方法	書面（別紙インテーク・アセスメントシート）及び口頭での収集
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） <p>相談を受けた相談支援機関の職員が支援対象者本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、コミュニケーションや判断能力に課題があり支援対象者本人の意思を確認できない場合又は通知することにより今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。</p>
備 考	
問 合 せ 先	福祉保健部 生活福祉課 生活支援・相談支援担当

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記録名	既存の相談支援機関が相談業務において支援対象者本人から収集した保有個人情報
	項 目	<p>1 支援対象者本人を特定するために必要な情報（氏名、住所、性別、年齢・生年月日）</p> <p>2 既存の相談支援機関が相談業務において収集した支援対象者本人及びその世帯に関する保有個人情報で、支援会議において支援対象者本人への支援方法等の検討及び支援を実施するに当たり必要な情報（相談歴、住居の状況、家族・親族等の状況、暮らし向き等）</p> <p>目的外利用する個人情報の項目は支援対象者により異なる。 項目の例は厚生労働省作成の自立相談支援機関使用標準様式であるインテーク・アセスメントシート参照</p>
目的外利用する 業務・事業の名称	「重層的支援体制整備事業」における支援会議	
目的外利用の 必 要 性	既存の相談支援機関が支援対象者本人から相談を受けたもののうち、単独の相談支援機関だけでは解決が難しい複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者であって、情報共有と支援について本人の同意が得られない場合に、その情報を支援会議で共有し、複数の関係相談支援機関が連携して、本人への支援方法等の検討を行い、支援を実施するため	
目的外利用の方法	書面（別紙インテーク・アセスメントシート）及び口頭での提供	
本 人 通 知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） <p>相談を受けた相談支援機関の職員が支援対象者本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、コミュニケーションや判断能力に課題があり支援対象者本人の意思を確認できない場合、又は通知することにより、今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。</p>	
備 考		
問 い 合 わ せ 先	福祉保健部 生活福祉課 生活支援・相談支援担当	